

リビングエール

2021年7月改定

<支払対象外期間60日・90日タイプ>

長期就業不能所得補償保険

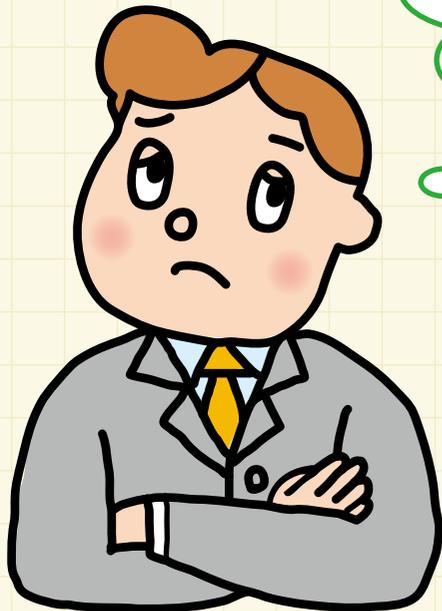


収入を最長**60歳**まで
長期にサポート!



キャピタル損害保険株式会社

突然の病気やケガ...



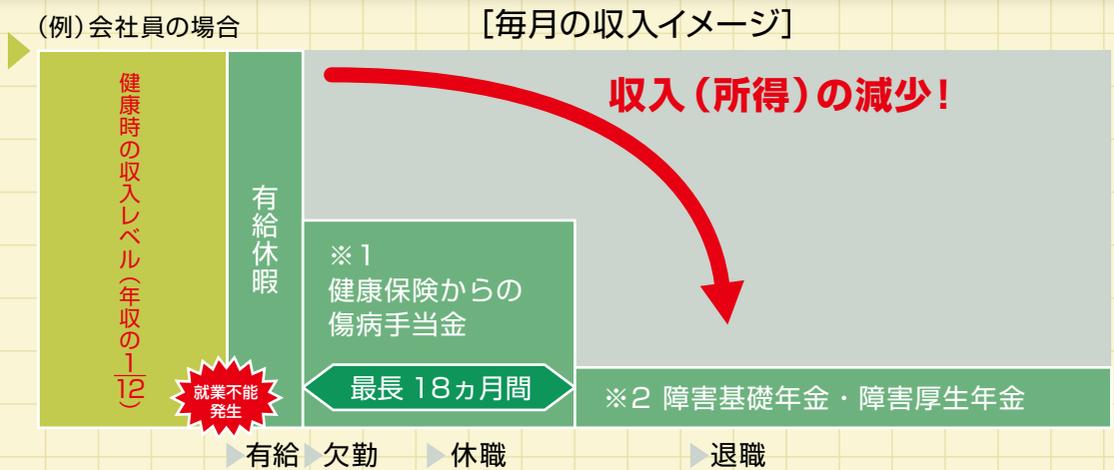
長期の入院、
長引く自宅療養。
どんなことに困るだろう。

医療保険や生命保険で
解決できる？

貯蓄でカバーできるか
不安だな...

あなたの**備えは万全**ですか？

病気やケガで長期にわたって働けなくなるリスク。それは収入がダウンしてしまうこと。



※1 健康保険からの傷病手当金(1日あたりの支給額は標準報酬月額÷30の3分の2に相当する額)の支給期間は最長1年6ヵ月です。健康保険組合からの給付の場合には、付加給付や延長給付がある場合があります。なお個人事業主の方が加入している国民健康保険には傷病手当金はありません。

※2 重度の障害認定があれば、障害厚生年金(厚生年金)や障害基礎年金(国民年金)が給付されます。
* 障害厚生年金は1~3級、障害基礎年金は障害等級1級~2級となります。

こんなにかかる生活費・住宅ローン

- 勤労者世帯の1ヵ月の生活費 平均 **305,811円**
- 勤労者世帯(うち住宅ローン返済世帯)の1ヵ月の住宅ローン返済額 平均 **92,111円**

1ヵ月当たりの生活費の内訳

費目	月額費用
食料	79,496円
住居	18,824円
光熱・水道	21,696円
家具・家事用品	13,364円
被服及び履物	10,654円
保健医療	13,068円
交通・通信	49,469円
教育	16,548円
教養娯楽	26,824円
その他の消費支出	55,868円
合計	305,811円

出典：2020年(令和2年)総務省統計局「家計調査年報」

医療保険・生命保険があれば安心？

医療保険や生命保険では保障されない場合があります！

〈医療保険とは〉

病気やケガによる**治療費用**や**入院費用**などの入院療養費用に備えるためのもの。

最近では先進医療の保障など様々なタイプの特約を付けることができる商品が販売されていますが、その名のとおり主として「**医療費**」を補うための保険です。

医療費

〈生命保険とは〉

被保険者が**死亡した場合に支払われるもの**。

特定疾病で余命6ヵ月と診断された場合に一時金が支払われる特約（リビング・ニーズ特約）などがあり、保険金の受取り方は様々ですが、主として**遺族の生活を保障するための保険**です。

遺族保障

●長期入院のとき

〔医療保険〕

一般的な医療保険の入院保険金支払限度日数は60～120日。それを超えた長期入院になると、保障されないことが多いのです。

〔生命保険〕

生命保険は死亡した時に支払われるもの。特約等で保障されている場合を除いて、長期入院の場合は保障されないものが多い状況です。(2020年10月当社調べ)



●医師の指示により、自宅療養となったとき

〔医療保険〕

一般的な医療保険では自宅療養は保障の対象になっていません。

〔生命保険〕

医療保険同様、自宅療養は保障の対象になっていません。(2020年10月当社調べ)



生活費の不足!

もしも脳卒中で倒れたら…

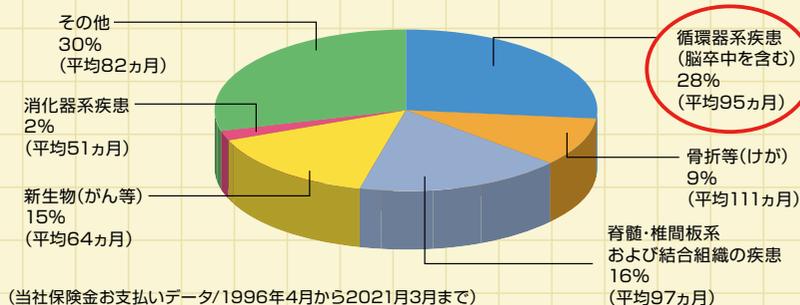
年々、勤労世代にも増えている脳卒中などの脳血管疾患。中でも、くも膜下出血の発症は40歳代頃から増えはじめます。万が一あなたが脳卒中で倒れてしまったら、すぐにお仕事に復帰できるでしょうか。

■介護が必要となる主な原因は脳卒中・脳梗塞などの脳血管疾患。



■当社でも3年を超えて保険金をお支払いしている方のうち、約3割の方が脳卒中を含む循環器系疾患が原因です。

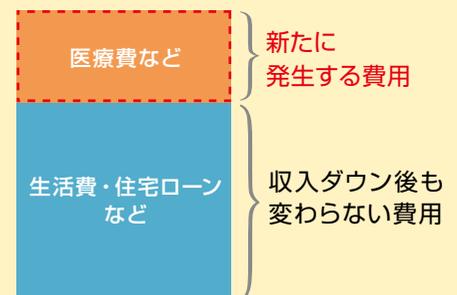
〈3年を超えて保険金をお支払いしている方の傷病別割合と平均保険金受取期間〉



脳血管疾患(脳卒中等)の平均入院期間は約78日(注1)。さらに退院後も運動障害や言語障害などの後遺障害が残り、介護や支援が必要となることが多いのです。

また、介護にかかる期間も4年以上(54.5ヵ月)(注2)と長期にわたり、介護に要した費用は、住宅改修や介護用ベッドの購入費などの一時費用の合計が平均69万円(注2)、月々の費用が平均7.8万円(注2)となっています。

長期間働けないことにより収入はダウン。でも毎月の支出は変わりません。



(注1) 厚生労働省「患者調査」/平成29年

(注2) 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/平成30年

だから、リビングエールは…

長期療養時に一番困ること。それは、収入が無くなることです！

最長60歳までのあなたの所得をサポートします

お申込みいただける保険金月額の上限は勤労所得の60%以下となります。

医師の指示に基づく自宅療養中も補償の対象です

病気やケガで就業不能状態*になったとき、保険金をお支払いします。
※下記Q&AのQ6を参照

ご加入者向けサービスが利用できます

健康な生活をおくっていただけるよう、専門のスタッフがサポートします。



Q&A リビングエールについてのよくあるご質問

Q1. 所得とは何をさすのですか？

- A. 会社員・役員（給与所得者）：税込年収（注1）
個人事業主：税引前利益+固定費（注2）
（注1）ただし勤労により得られるものをいい、利息収入や家賃収入等は含まれません。
（注2）事業を休止しても必要な経費
<例> 店舗の賃借料、従業員の給与、固定資産税など

Q2. 誰でも加入できますか？

- A. 次の条件を全て満たしている方はご加入いただけます。
①現在健康で、正常に働いている方
②年間を通じて働いて、安定的な収入（所得）を得ている方
◆次の方はご加入いただけません。
①現在休職中の方
②収入がない方、収入が不安定な方
③利子所得や不動産所得等のみで生計を立てている方
※告知内容によっては、ご加入いただけない場合があります。

Q3. 保険金月額の上限はなぜ所得の60%以下なのですか？

- A. 長期就業不能所得補償保険では実際の所得よりも多い保険金をお受け取りになることはできません。さらに保険金は非課税（所得税、社会保険料などが控除されない）でお受け取りいただくことができるため、これを考慮しています。

Q4. 就業不能となったら保険金はすぐに支払われますか？

- A. 支払対象外期間（60日または90日）が経過した後も就業不能状態が続いていた場合に保険金をお支払いします。

Q5. 対象期間と保険期間について教えてください。

- A. 対象期間とは、支払対象外期間終了日の翌日から起算して保険金お支払いの限度となる期間をいいます。保険期間とは、キャピタル損害保険が保険責任を負う期間のことであり、この期間に発生した就業不能に対し、保険金をお支払いします。詳しくは重要事項等説明書p.2の「9.用語のご説明」をご覧ください。

Q6. 就業不能状態とはどのような状態をいいますか？

- A. 身体障害（病気またはケガ）を被り、次のいずれかの事由により「いかなる業務にも全く従事できない状態」をいいます。なお、被保険者が死亡した場合は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。
①その身体障害の治療のため入院していること
②入院しないでその身体障害につき医師（注）の治療を受けていること
③所定の後遺障害のいずれかに該当していること
（注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

Q7. 「いかなる業務にも全く従事できない状態」を具体的に教えてください。

- A. 病気やケガで入院または医師の指示による自宅療養により、いかなる業務（仕事）にも全く従事できない状態のことをいいます。
①入院は医師・病院の管理下にあるため「いかなる業務（仕事）にも全く従事できない」状態に該当します。
②自宅療養の場合は「医師の指示による自宅療養」が保険金のお支払い対象となります。
③「いかなる業務（仕事）にも全く従事できない状態」とは、たとえば、事務作業や軽作業等の他の仕事（※）も全くできない状態をいいます。
※身体障害を被ったときに従事していた業務（仕事）に限定されません。
④午前中休んで午後就業する場合等は、「いかなる業務にも全く従事できない」状態には該当しませんので、保険金のお支払い対象にはなりません。
⑤「いかなる業務（仕事）にも従事できない状態」であるかの確認にあたっては、医師の診断書、あるいは医師への事情確認、被保険者ご本人への事情確認等によって確認させていただきます。
⑥所定の後遺障害が残り、上記①～③の状態にある場合は保険金をお支払いします。

Q8. もとの仕事に戻れない場合も保険金の支払対象となりますか？

- A. 医学的見地から事務作業や軽作業等の仕事が可能であると判断される場合は就業不能状態にはあたりません。（もとの仕事に限定されません。）

「リビングエール」のしくみ(イメージ図)

①自動継続特約(注1)により、保険契約を自動的に継続することができます。

保険期間(ご契約期間)5年
(注1)(注2)

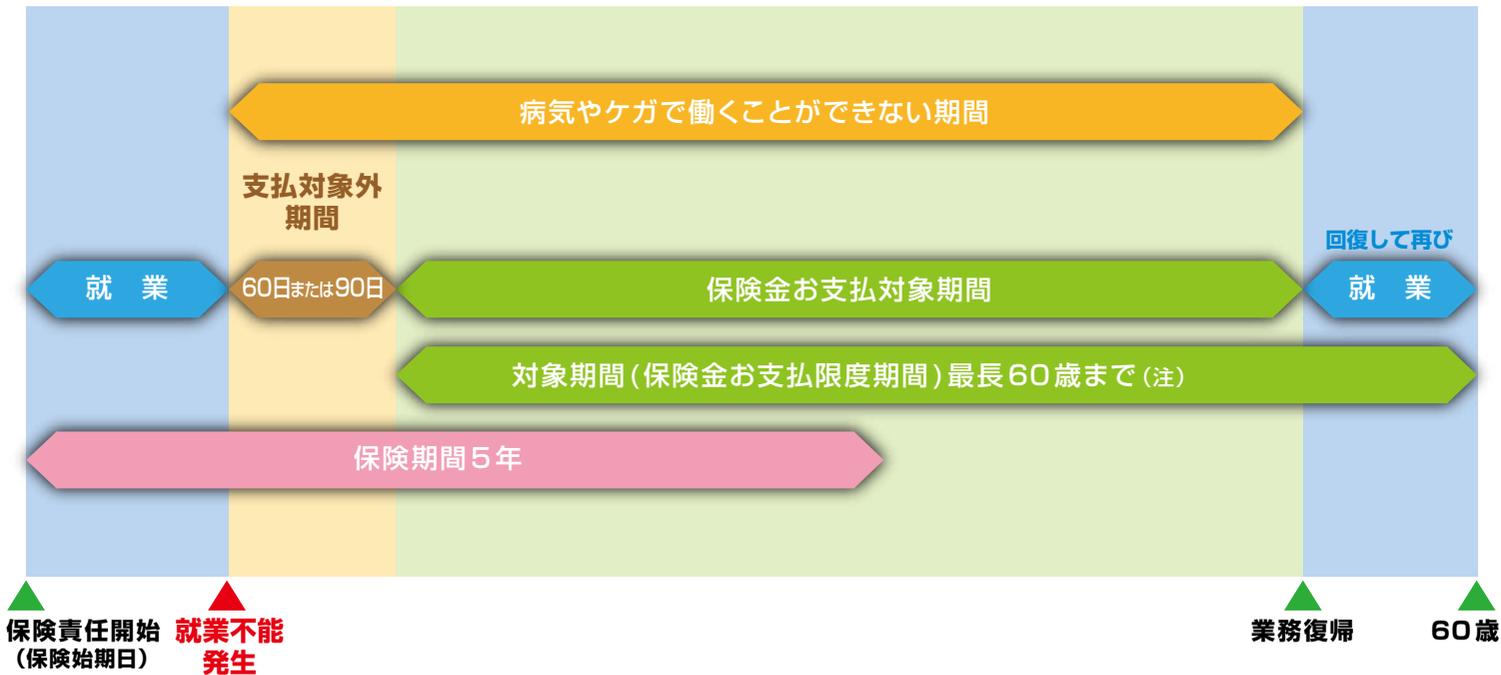
自動継続(注1)(注2)

自動継続(注1)(注2)

(注1)自動継続特約(長期就業不能所得補償保険保険契約の継続に関する特約)がセットされた契約の場合、ご契約期間満了日の3ヵ月前までにお客さまより特段のお申し出がない場合、ご契約は自動的に継続されます。ただし、年齢、保険金お支払内容等により、ご契約の継続をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳しくは重要事項等説明書p.2「契約概要のご説明」の「4.保険期間(保険のご契約期間)」②をご参照ください。

(注2)保険期間中に就業不能が発生し、保険金の請求があった場合には、身体障害の状態により、継続契約のお引受けをお断りすることやお引受け条件を制限させていただくことがあります。

②保険期間中に就業不能になった場合に、最長で60歳まで、就業不能期間中の所得の減少に対して保険金が支払われます。

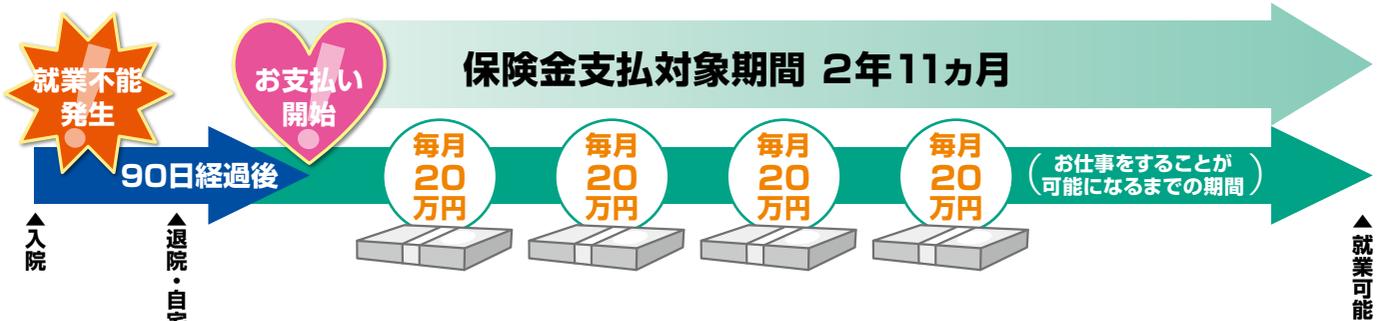


(注)最長60歳到達後の保険期間末日応当日まで補償します。

保険金のお支払いイメージ

ご契約例 ●対象期間：最長60歳まで ●支払対象外期間：90日 ●保険金額：月額20万円

2021年5月3日から脳梗塞で入院し、退院後、2024年6月30日まで医師の指示により自宅療養した場合



■就業不能発生から90日間はお支払いの対象外です。
■働けるようになった後は保険金をお支払いできません。

お支払いする保険金の総額
20万円×2年11ヵ月＝ 総額 700万円

1口（保険金月額5万円）当たりの月払保険料表

保険期間：5年 支払対象外期間：60日または90日 対象期間：60歳 （単位：円）

年齢	保険料 (60日)	保険料 (90日)	年齢	保険料 (60日)	保険料 (90日)	年齢	保険料 (60日)	保険料 (90日)
20歳	960	725	31歳	1,075	765	42歳	1,905	1,415
21歳	970	730	32歳	1,100	775	43歳	2,000	1,500
22歳	985	735	33歳	1,135	795	44歳	2,090	1,585
23歳	1,005	745	34歳	1,190	830	45歳	2,170	1,665
24歳	1,025	750	35歳	1,260	885	46歳	2,235	1,740
25歳	1,035	755	36歳	1,335	945	47歳	2,275	1,800
26歳	1,040	755	37歳	1,420	1,010	48歳	2,300	1,850
27歳	1,045	760	38歳	1,505	1,080	49歳	2,305	1,880
28歳	1,045	760	39歳	1,600	1,160	50歳	2,280	1,890
29歳	1,045	760	40歳	1,700	1,245	51歳	2,225	1,865
30歳	1,055	760	41歳	1,800	1,330	52歳	2,120	1,800
						53歳	1,960	1,670

- 年齢により保険料が異なります。
- 保険料表に記載のない年齢の保険料については、取扱代理店またはキャピタル損害保険にご照会ください。
- 年齢は保険始期日時点の満年齢です。
- お申込みは2口以上6口以下で年収の12分の1の60%以内、かつ一回分の保険料が1,000円以上からとなります。
- 契約更改時には更改日時点の満年齢で保険料が再計算されます。
- 年齢、職業・職種または健康状態等によってお引受けできない場合があります。

保険金額の設定方法 … 上限30万円（6口）

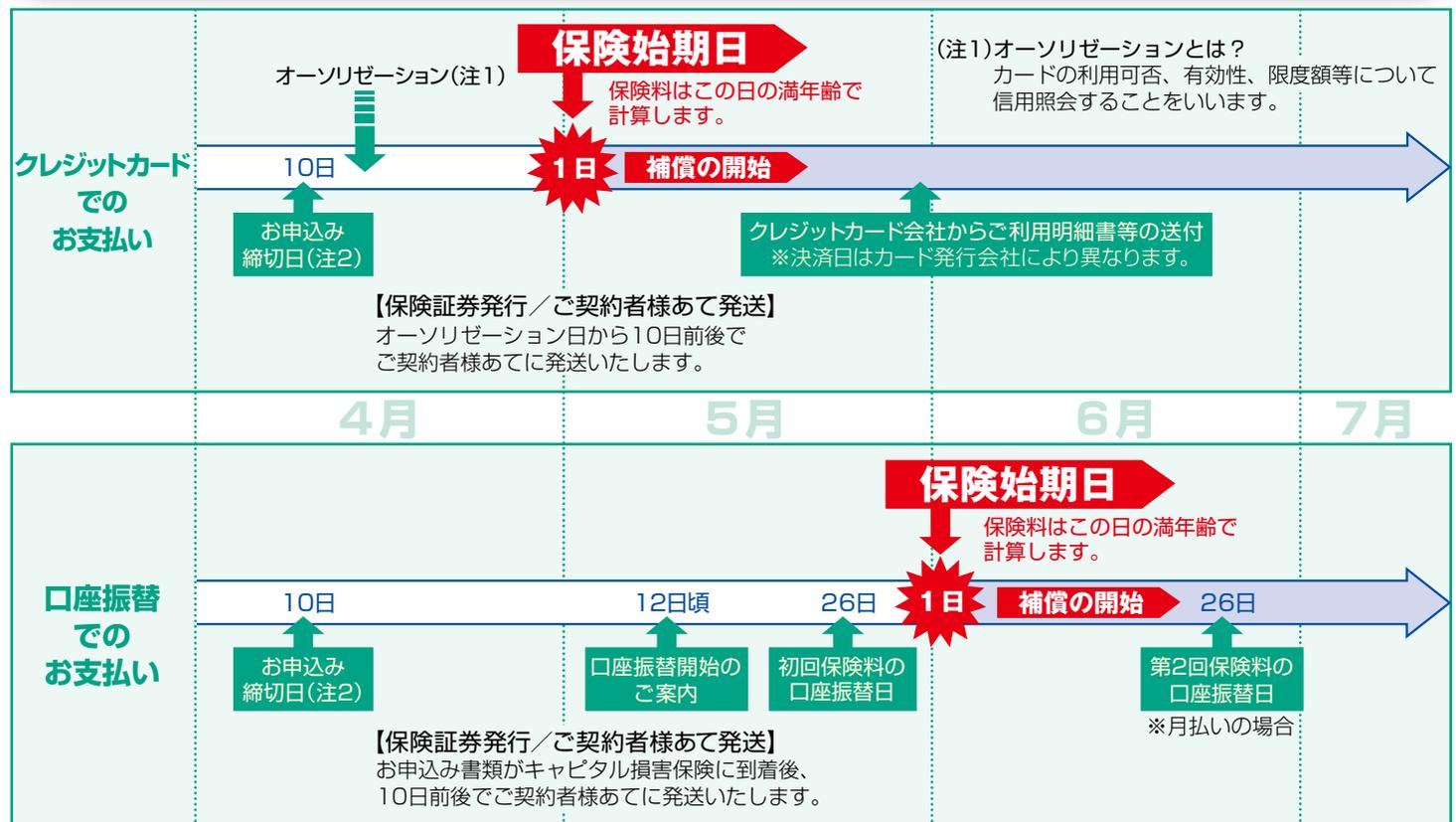
■個人事業主の方 $(\text{税引前利益} + \text{固定費}) \div 12 \times 60\%$

■給与所得の方 $\text{税込年収} \div 12 \times 60\%$

あなたの保険料は

月払保険料 × お申込み口数 = 毎月の保険料

ご契約のスケジュール（月払、クレジットカード払い・口座振替の場合）



お申込み書類に不備があった場合は、上記スケジュールのとおりにならない場合がありますのでご注意ください。

(注2) お申込み締切日……ご記入いただいたお申込み書類が、取扱代理店またはキャピタル損害保険に到着する日をいいます。

【クレジットカードでのお支払いにおける注意事項】

- ①ご契約者様本人名義のクレジットカードに限り利用できます。
- ②初回保険料のオースリゼーションができない場合は、原則として契約申込書を返送させていただき、クレジットカード払い以外の払込方式にてあらためてお申込み手続きをとっていただきます。
- ③クレジットカード払いとは、クレジットカード会社が保険料相当額を当社に入金した後ご契約者様のご利用口座から保険料相当額の振り替えを行う仕組みです。したがって、クレジットカード会社が当社に入金した後に解約手続きをされた場合には、解約後にクレジットカード決済口座から保険料相当額が振り替えられます。
- ④クレジットカードのご利用内容は、カード会社から送付されるご利用明細書等でご確認ください。

【口座振替でのお支払いにおける注意事項】

- ①ご契約者様本人名義の口座に限り利用できます。
- ②保険期間が開始した後であっても、初回保険料領収前に被った身体障害による就業不能、また初回保険料領収前に開始した就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。
- ③初回保険料が払込期限内（初回保険料口座振替日の翌月末日まで）にお支払いいただかなかった場合は、払込期限の翌日から保険契約は失効します。

保険金のお支払い事例

性別	年齢	診断名	治愈経過	保険金支払期間	保険金支払終了事由
男性	40代	C型肝炎	血液検査でC型肝炎を発見。通院で治療開始。治療により回復し、復職。	約1ヵ月	回復
男性	20代	肺結核	健康診断で異常の指摘があり、精密検査の結果、肺結核の診断。2ヵ月の入院、治療。退院後自宅療養を続けながら治療継続。主治医・産業医の許可を得て復職。	約2ヵ月	回復
女性	30代	乳がん	胸のしこりに気づき病院で検査したところ、良性腫瘍と診断。5ヵ月後の再検査の際に乳がんが発覚。自宅療養しつつホルモン療法・抗がん剤治療。発症から約1年で職場復帰。	約8ヵ月	回復
男性	30代	脳梗塞	自宅で倒れ、脳梗塞と診断される。重度の言語障害、右手がわずかに動く他は完全麻痺。介護施設に入所し、全介助状態。	11年超	支払継続中

- ・上記の例における「自宅療養」はいずれも日本の医師の指示によるものです。
- ・上記の例と同一の傷病の場合でも、医学的見地に基づき個別にお支払いの判断を行った結果、お支払いの対象外となる場合があります。

お支払いの対象とならない主な場合

お支払いの対象とならない主な場合は次のとおりです。

- ① 契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害を原因とした就業不能
- ② 被保険者の自殺行為・犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害を原因とした就業不能
- ③ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害を原因とした就業不能
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変や暴動等によって被った身体障害を原因とした就業不能
- ⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見がないもの(その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。)を原因とした就業不能
- ⑥ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害を原因とした就業不能
- ⑦ 被保険者の自動車などの無資格運転または酒気を帯びた状態での運転によって被った傷害を原因とした就業不能
- ⑧ 地震、噴火、津波、またはこれらに随伴して生じた事故によって被った身体障害を原因とした就業不能
- ⑨ 被保険者の精神障害(知的障害、認知症(アルツハイマー病など)、人格障害、アルコール依存、薬物依存などを含まず)を原因とした就業不能
- ⑩ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害を原因とした就業不能
- ⑪ 発熱等の他覚的症状のない感染を原因とした就業不能

など

ご加入者向けサービス



日常生活なんでも相談ホットラインサービス (無料)

日常生活におけるあらゆる悩み、困りごとのご相談を承ります。カウンセリングだけでなく各分野における専門家からのアドバイスを受けることが可能です。ご相談は何回でも無料です。

ご相談内容例

- ご家族の悩み事
- 近所のトラブル
- ストーカー被害
- 職場での嫌なこと
- 仕事上の悩み
- 借金返済
- 体調がすぐれない
- など

各専門相談員

- 産業カウンセラー
- 精神保健福祉士
- 看護師
- 警察 OB
- など



メディカルヘルプ・ホットラインサービス (無料)

看護師の資格を持つ専門スタッフが電話による身体の健康・医療に関するご相談を承ります。ご相談は、何回でも無料です。

ご相談内容例

- 慢性的な腰痛で困っているが何科を受診したらよいか
- 健康診断で血糖値が高いと言われた。食生活でどんなことに気をつけるべきか
- など

各専門相談員

- 看護師
- ケアマネージャー
- など

*本サービスはキャピタル損害保険が(株)バンナセーフティネットに業務委託しておこなうものです。

ご契約に際して特にご注意いただきたいこと

商品名称および商品のしくみ

商品名称：長期就業不能所得補償保険
(「リビングエール」は長期就業不能所得補償保険のペットネームです。)この保険は、被保険者(保険の対象となる方)が病気またはケガで全く働けなくなった場合に保険金をお支払いします。

被保険者(保険の対象となる方)

会社員や自営業の方など、働いて収入(所得)を得ている方が被保険者となります。ここでいう所得とは、勤労により得られるものをいい、利息収入や家賃収入などは含まれません。

保険金をお支払いする場合

被保険者が、病気またはケガ(以下「身体障害」といいます。)を被り、その直接の結果として「就業不能」となった場合に保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする期間

就業不能期間が「支払対象外期間」を超えた時から、保険金をお支払いする「対象期間」が始まります。その対象期間内における就業不能の期間に対して保険金をお支払いします。なお、保険金をお支払いする期間は「対象期間」が限度となります。

お支払いする保険金

支払対象外期間終了後の就業不能である期間1ヵ月につき、保険証券記載の保険金額をお支払いします。

保険金額×就業不能期間の月数(※)=保険金の額
※就業不能期間(支払対象外期間を除きます)が1ヵ月に満たない場合、または1ヵ月未満の端日数が生じた場合には、1ヵ月を30日とした日割計算によりお支払いする保険金の額を決定します。

(注1) 保険金の計算にあたって、支払対象外期間が始まる直前12ヵ月における平均月間所得額の60%相当額が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額の60%相当額を上記算式の保険金額として算出します。

(注2) 就業不能の原因となる身体障害以外の理由(失業等)により所得がなく、支払対象外期間が始まる直前12ヵ月における平均月間所得額が0円となる場合は、お支払いする保険金がありません。

(注3) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。

(注4) 初年度契約の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。
①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額

(注5) 就業不能が再発した場合は、次の①または②のいずれかの取扱いとなります。
①前の就業不能が終了した後、その原因となった身体障害によって6ヵ月以内に再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用しません。
②前の就業不能が終了した後、その原因となった身体障害によって6ヵ月を経過した日の翌日以降に再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なる就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険金をお支払いできない場合(普通保険約款第4条)
普通保険約款第4条の「保険金を支払わない場合」に該当した場合は保険金をお支払いしません。詳しくは、重要事項等説明書p.4「注意喚起情報のご説明」の「4. 保険金をお支払いできない主な場合」や普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目をご覧ください。
- 始期前発病(治療)の取扱い
就業不能の原因となった身体障害について保険期間の開始時(※1)より前に既に発病(治療)(※2)していた病気またはケガが原因となって保険期間中に就業不能になった場合には、正しく告知して契約した場合であっても保険金をお支払いしません。特別な条件付でのお引受けの場合においても同様の扱いです。
※1 継続契約の場合は初年度契約の保険期間の開始時をいいます。
※2 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- 特別な条件付でのお引受け
就業不能の原因となった身体障害が保険証券記載の支払対象外条件(「特定疾病等対象外特約」により保険金をお支払いできない疾病および傷害)に該当した場合は保険金はお支払いしません。

満期返戻金・契約者配当

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合には、解約返戻金をお支払いする場合があります。詳しくは、取扱代理店またはキャピタル損害保険までお問い合わせください。

契約更改時の取扱い

保険期間中に就業不能が発生し、保険金の請求があった場合は、身体障害の状態により、継続契約のお引受けをお断りすることやお引受けの条件を制限させていただくことがあります。

クーリングオフ(契約申込の撤回)について(クーリングオフ説明書)

ご契約のお申込み後であっても、お申込みいただいた日からその日を含めて8日以内であればお申込みの撤回をすることができます。詳細は、「重要事項等説明書」をご参照ください。

ご契約の際には重要事項等説明書を必ずご覧ください

このパンフレットは長期就業不能所得補償保険(リビングエール)の概要をご紹介します。詳細は普通保険約款・特約、重要事項等説明書をご参照ください。

個人情報の取扱いについて

- キャピタル損害保険は、保険契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等引受保険会社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために取得・利用し、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、再保険会社、預金口座振替に係わる金融機関、団体が委託する保険料集金業務委託先、等に提供を行います。なお、要配慮個人情報ならびに保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的の範囲で利用を行います。詳細につきましては、キャピタル損害保険のホームページ(<https://www.capital-sonpo.co.jp>)に掲載の「個人情報保護宣言」をご覧ください。
- 申込人は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

- このパンフレットは長期就業不能所得補償保険(リビングエール)の概要をご紹介します。詳細は普通保険約款・特約、重要事項等説明書をご参照ください。ご契約手続き、保険金のお支払い条件、その他ご不明の点がありましたら取扱代理店またはキャピタル損害保険にご照会ください。
- 取扱代理店はキャピタル損害保険との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましてはキャピタル損害保険と直接契約されたものとなります。
- ご契約者以外に保険の対象となる方(被保険者)がいいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

【就業不能のご連絡・お問い合わせ先】 キャピタル損害保険株式会社 保険金サービス部門 0120-777-970 [受付時間：平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く)]

お問い合わせ先
【取扱代理店】

お問い合わせ先
【引受保険会社】

キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル 11階
0120-777-970 [受付時間：平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く)]
TEL 03-5276-5602 FAX 03-5276-5609
URL <https://www.capital-sonpo.co.jp>

【苦情・相談窓口】 当社に対する苦情・ご相談はキャピタル損害保険(株)お客様相談室へご連絡ください。

キャピタル損害保険株式会社 お客様相談室

0120-777-970 [受付時間：平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く)]

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ☎0570-022808 [ナビダイヤル]
[受付時間：平日9:15~17:00(土・日・祝日を除く)]
詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp)